

斑鳩町小地域福祉会活動補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、地域住民が福祉のまちづくりを目的としてその地域の特性を活かして行なう小地域福祉会活動に対し、予算の範囲内において行なう補助金の交付等について、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 補助金の交付対象は、前条の目的に基づき結成し活動を実施している小地域福祉会とする。

(補助額)

第3条 基本補助交付額は、各小地域福祉会の構成世帯数に基づき、次のとおりとする。

構成世帯数	交付額（年額）
100世帯未満	20,000円
100世帯以上200世帯未満	30,000円
200世帯以上	40,000円

2 前項の規定にかかわらず小地域福祉会の発足が会計年度途中にあたる場合は、9月末迄に発足した場合は全額、10月以降の場合は1/2の額とする。

(申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとするときは、小地域福祉会活動補助金交付申請書（様式第1号）により、必要事項を記入して会長に申請するものとする。

(決定)

第5条 前条による申請があった場合、会長は申請事項を審査し、交付決定をしたときは、小地域福祉会活動補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第6条 前条による補助金の決定通知を受けた小地域福祉会の代表者は、速やかに小地域福祉会活動補助金交付請求書（様式第3号）を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(報告)

第7条 補助金の交付を受けた小地域福祉会の代表者は、当該年度事業終了後、小地域福祉会活動事業及び会計報告書(様式第4号)を提出するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年3月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(様式第1号)

年度小地域福祉活動補助金交付申請書

年 月 日

社会福祉法人
斑鳩町社会福祉協議会
会長 様

小地域福祉会名 _____

代表者名 _____ ㊟

標記補助金の交付を受けたいので要綱第4条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

世帯数 _____ 世帯

補助金申請額 _____ 円

1. 添付書類

- ・ 会 則
- ・ 福祉員名簿

2. 補助金振込先

・ 金融機関名 _____

・ 口座番号 _____

フリガナ

・ 名 義 _____

(様式第2号)

年度 小地域福祉活動補助金交付決定通知書

年 月 日

小地域福祉会名

代表者名

様

社会福祉法人
斑鳩町社会福祉協議会
会 長

申請のあった標記補助金については、下記のとおり交付することを決定しましたので要綱第5条の規定により通知します。

記

補助金額

円

但し 当該補助金交付要綱第3条に定める計算式に依り算出した額

(様式第3号)

年度小地域福祉会活動補助金交付請求書

年 月 日

社会福祉法人
斑鳩町社会福祉協議会
会 長 様

小地域福祉会名
代表者名

㊞

標記補助金の交付を受けたいので要綱第6条の規定に基づき請求します。

補助金請求額

円

(様式第4号)

年度小地域福祉会活動事業及び会計報告書

年 月 日

社会福祉法人
斑鳩町社会福祉協議会
会 長 様

小地域福祉会名
代表者名

印

小地域福祉会活動事業及び会計について、要綱第6条の規定により次のとおり報告
します。

(1) 事業報告

[声かけ・安否確認・友愛訪問・支援活動・ふれあい、いきいきサロン等の内容・回数・人数等できるだけ詳しくご記入下さい]

(2) 会計（決算）報告

収 入 の 部			支 出 の 部		
項 目	金 額	摘 要	項 目	金 額	摘 要
計			計		

